別表第一三〇二・一三号の次に次の一号を加える。

一三〇二・一四	麻黄のもの	
	一　アルコール分が五〇％以上のもの	一〇％
	二　その他のもの	無税

別表第一六類の号注1中「育児食用又は食餌療法用」を「乳幼児用又は食餌療法用」に改める。

別表第一六類の備考1中「第一六〇五・五九号又は」及び「「いか」、」を削り、「号注2」を「この類の号注2」に改め、「第一六〇五・五四号に属するいか以外のもの、」を削る。

別表第一六〇四・一七号の次に次の一号を加える。

一六〇四・一八	ふかひれ	九・六％

別表第一六〇五・一〇号中「入りのもの」の下に「（くん製したものを除く。）」を加え、同表第一六〇五・二一号から第一六〇五・四〇号までの規定中「単に」を「くん製したもの及び単に」に改め、同表第一六〇五・五一号から第一六〇五・五九号までを次のように改める。

一六〇五・五一	かき	
	一　くん製したもの	六・七％
	二　その他のもの	九・六％
一六〇五・五二	スキャロップ（いたや貝を含む。）	
	一　くん製したもの	六・七％
	二　その他のもの	九・六％
一六〇五・五三	い貝	
	一　くん製したもの	六・七％
	二　その他のもの	九・六％
一六〇五・五四	いか	
	一　くん製したもの	六・七％
	二　その他のもの	一五％
一六〇五・五五	たこ	
	一　くん製したもの	六・七％
	二　その他のもの	九・六％
一六〇五・五六	クラム、コックル及びアークシェル	
	一　くん製したもの	六・七％
	二　その他のもの	九・六％
一六〇五・五七	あわび	
	一　くん製したもの	六・七％
	二　その他のもの	九・六％
一六〇五・五八	かたつむりその他の巻貝（海棲のものを除く。）	
	一　くん製したもの	六・七％
	二　その他のもの	九・六％
一六〇五・五九	その他のもの	
	一　帆立貝（いたやがい科のもの。ペクテン属、ラミュス属又はプラコペクテン属のもの及びいたや貝を除く。）	
	(一)　くん製したもの	六・七％
	(二)　その他のもの	九・六％
	二　その他のもの	
	(一)　くん製したもの	六・七％
	(二)　うに	九・六％
	一六〇五・六一	なまこ
	一　くん製したもの	六・七％
	二　その他のもの	一二％
	一六〇五・六二	うに
	一　くん製したもの	六・七％
	二　その他のもの	一二％
	一六〇五・六三	くらげ
	一　くん製したもの	六・七％
	二　その他のもの	一五％
	一六〇五・六九	その他のもの
	一　くん製したもの	六・七％
	二　その他のもの	一二％
	(一)　うに	一五％
	(二)　くらげ	九・六％
	(三)　その他のもの	

別表第一九〇一・一〇号中「育児食用」を「乳幼児用」に改め、同表第一九〇一・二〇号中「育児食用又は食餌療法用」を「乳幼児用又は食餌療法用」に改め、同表第一九〇一・九〇号中「育児食用又は食餌療法用」を「乳幼児用又は食餌療法用」に、「もち」を「餅」に改める。

別表第二〇類の号注1及び2中「育児食用又は食餌療法用」を「乳幼児用又は食餌療法用」に改める。

別表第二一類の注3中「育児食用」を「乳幼児用」に改める。

別表第二二・〇二項中

二二〇二・九〇	その他のもの
	一　砂糖を加えたもの
	二　その他のもの

を

二二〇二・九一	その他のもの
	ノンアルコールビール
	一　砂糖を加えたもの
	二　その他のもの
二二〇二・九九	その他のもの
	一　砂糖を加えたもの
	二　その他のもの

に改める。

二二・四％	
一六％	
二二・四％	
一六％	